

宮古島市社会福祉協議会
職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則

社会福祉法人
宮古島市社会福祉協議会

宮古島市社会福祉協議会職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会給与規程（以下「給与規程」という。）に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 給与規程に規定する給料表の適用を受ける者をいう。
- (2) 昇給 職員の号を上位の号に変更することをいう。
- (3) 降給 職員の号を下位の号に変更することをいう。
- (4) 昇格 職員の職務の級を給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (5) 降格 職員の職務の級を給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (6) 競争試験 就業規則第8条第2項及び第3項に定める試験をいう。
- (7) 選考 就業規則第8条第4項をいう。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第3条 宮古島市社会福祉協議会就業規則第2章第8条の規定により新たに採用され給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別表1のとおりとする。

2 前項により決定した号給を前職歴、所持資格により別表2により号給を加算する。

第4条 職員の職務の級は、給与規程第6条で定める基準に従い決定する。

2 職員の昇給は、4月1日を基準日（以下「基準日」という）とし、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

3 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、別表3を基準として決定するものとする。但し、勤続年数25年以上かつ56歳以上の者については昇給しない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

6 年齢は基準日時点の年齢とする。

(職員の昇格)

第5条 職員を昇格させるか否か及び昇格させる場合別表4に定める期間を良好な成績で勤務した職員を昇格させる。但し宮古島市社会福祉協議会給与規程第6条に定める級別標準職務表の範囲内とする。

2 就業規則第42条3号、4号、5号に定める懲戒処分を受けた場合は1回について1年加算するものとする。

3 職務の級への昇格については、あらかじめ役員会で協議後、会長の承認を得なければならない。

(降格の場合の号給)

第6条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不適當であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ会長の承認を得て、その者の号給を決定することができる。

(資格取得による昇給)

第7条 勤務成績が良好である職員が業務成績向上のため有効となる資格を取得し、業務に活用している場合には、別表5の定めるところにより昇給させることができる。

2 資格取得による昇格については、あらかじめ役員会で協議後、会長の承認を得なければならない。

(この規則によりがたい場合の措置)

第8条 特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、あらかじめ役員会で協議し会長の承認を得て別段の取り扱いをすることができる。

(規則の改廃)

第9条 この規則を改廃しようとするときは、会長の承認を得なければならない。

附則

この規則は2019年6月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

採用形態		初任給
競争試験	大学卒	1級20号
	短大卒	1級10号
	専門学校卒	
	その他	1級3号
選考	大学卒	1級17号
	短大卒	1級7号
	専門学校卒	
	その他	1級1号

別表 2（第 3 条関係）

前職加算

職歴	加算号給
宮古島市社会福祉協議会	(勤続年数×1) 号
他の社会福祉協議会	(勤続年数×0.75) 号
福祉関係施設団体	(勤続年数×0.5) 号
他の職種	(勤続年数×0.1) 号

* 小数点以下は切り捨て

資格加算

資格種別	加算号数	資格種別	加算号数
社会福祉士	5 号	社会福祉法人会計上級	5 号
社会福祉主事任用資格	3 号	社会福祉法人会計中級	4 号
精神保健福祉士	5 号	社会福祉法人会計初級	2 号
障害者スポーツトレーナー	8 号	日経商業簿記 2 級	4 号
障害者スポーツコーチ	6 号	大型自動車運転免許（2 種）	3 号
障害者スポーツ上級指導員	5 号	中型自動車運転免許（2 種）	3 号
障害者スポーツ中級指導員	3 号	日経商業簿記 3 級	2 号
障害者スポーツ初級指導員	1 号	大型自動車運転免許	1 号
手話通訳士	5 号	中型自動車運転免許（限定解除）	1 号
手話通訳者	3 号		
上記以外の資格については、役員会での協議を踏まえ会長が決定する。			

別表 3（第 4 条第 2 項関係）

勤続年数及び年齢	勤務状況	昇給号数
勤続年数 10 年以下	欠勤 6 日以内 休職期間 30 日以内	4 号
	欠勤 7 日以上 12 日以内 就業規則第 42 条第 3 号に定める懲戒処分を受けた者 休職期間 60 日以内	3 号
	欠勤 13 日以上 18 日以内 就業規則第 42 条第 4 号に定める懲戒処分を受けた者 休職期間 90 日以内	1 号
	欠勤 19 日以上 就業規則第 42 条第 5 号を受けたもの。 休職期間 91 日以上	昇給しない

勤続年数 11 年以上 20 年以下	欠勤 6 日以内 休職期間 30 日以内	3 号
	欠勤 7 日以上 12 日以内 就業規則第 42 条第 3 号に定める懲戒処分を受けた者 休職期間 60 日以内	2 号
	欠勤 13 日以上 18 日以内 就業規則第 42 条第 4 号に定める懲戒処分を受けた者 休職期間 90 日以内	1 号
	欠勤 19 日以上 就業規則第 42 条第 5 号を受けたもの。 休職期間 91 日以上	昇給しない
勤続年数 21 年以上 25 年以下	欠勤 6 日以内 休職期間 30 日以内	2 号
	欠勤 7 日以上 12 日以内 就業規則第 42 条第 3 号～5 号に定める懲戒処分を受けた者 休職期間 60 日以内	昇給しない
勤続年数 25 年以上かつ 55 歳未満	欠勤 6 日以内 休職期間 30 日以内	2 号
	欠勤 7 日以上 12 日以内 就業規則第 42 条第 3 号～5 号に定める懲戒処分を受けた者 休職期間 60 日以内	昇給しない

* 欠勤日数及び休職期間は資格取得のため必要な期間を除く

別表 4（第 5 条関係）

級別資格基準表

	職務の級					
	1	2	3	4	5	6
在級期間（年）	8	8	8	8	8	8

別表 5（第 7 条関係）

資格等名称	昇給割合	条件
社会福祉士	5号以内	過去5年間で就業規則第42条第3号、第4号、第5号に定める懲戒処分を受けていない者
精神保健福祉士	5号以内	
社会福祉法人会計上級	5号以内	
社会福祉法人会計中級	3号以内	
社会福祉法人会計初級	1号	
日経商業簿記2級	2号以内	
日経商業簿記3級	1号	
障害者スポーツトレーナー	8号以内	
障害者スポーツコーチ	6号以内	
障害者スポーツ上級指導員	5号以内	
障害者スポーツ中級指導員	3号以内	
障害者スポーツ初級指導員	1号	
社会福祉主事	3号以内	
手話通訳者	3号以内	
大型自動車運転免許（2種）	2号	
中型自動車運転免許（2種）	2号	
大型自動車運転免許	1号	
中型自動車運転免許（限定解除）	1号	
上記以外の資格については、役員会での協議を踏まえ会長が決定する。		